

別添資料

<令和7年4月24日(木)乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会>

1 「医療的ケア」委員会

資料1 医療型短期入所「春風」の見学と説明会 報告

資料2 令和6年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ
交流会 報告

資料3 障がい者福祉施設利用者の口腔管理状況に関するアンケート調査 結果

資料4 令和6年度「医療的ケア」委員会 学習会まとめ 医療的ケア児に関わる施策・
補助金とその施策を利用した自治体の取組について

2 就労支援部会

資料1 2024年度 庁内実習実施状況一覧表

資料2 令和6年度 一般就労促進に向けた学習会を通した支援者と企業との交流会
報告

3 喀痰吸引等研修プロジェクト

資料1 2024年度「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項

4 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

資料1 居場所の試験的運用 年間スケジュール

5 児童発達支援プロジェクト

資料1 令和6年度 児童発達支援事業所と児童発達支援プロジェクトとの懇談会
報告

資料2 暫定プラン（児童発達支援プロジェクト案）関係資料

医療型短期入所「春風」の見学と説明会 報告

1. 日 時 令和6年10月10日(木) 13:00~14:30
2. 場 所 医療法人社団 千春会 医療型短期入所 春風
3. 主 催 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 医療的ケア委員会
共 催 医療法人社団 千春会 医療型短期入所 春風
4. 参加者 当事者ご家族 5名、春風 3名、医療的ケア委員会 2名、事務局 2名
5. 内 容
 - (1) 自己紹介・挨拶: 医療的ケア委員会 大塚
 - (2) 春風の利用に向けた確認: 事務局 山田
・医療型短期入所「春風」利用までの流れについて説明
 - (3) 支援内容や実際の利用について: 春風 入谷さん
・施設説明、重要事項説明
 - (4) 見学: 春風 入谷さん、三輪さん、岩田さん
 - (5) 質疑応答
・参加者からの質問を受け、医療的ケア委員会や春風から回答。

主な質疑応答

Q. 重症心身障害で医療型短期入所の支給を受けていなくても利用できるか。

A. 医療型短期入所の指定を受けているので、医療型短期入所の受給者証をお持ちの方のみの受け入れとなっています。重症心身障害の方で医療型短期入所の支給を受けていない方について利用希望があれば行政や自立支援協議会へ要望を伝えてください。

Q. 泊数、利用人数に制限はあるか。

A. 制限はありませんが、支給量や利用希望時の空き状況に応じて対応になります。

Q. なじみのヘルパーの利用、リハビリの利用は可能なのか。

A. リハビリはケースごとの相談になります。なじみのヘルパーの利用は、まず春風と居宅介護支援事業所との業務委託契約のなかでどのような支援内容になるのか検討が必要です。京都府下でも、まだなじみのヘルパー利用の実績がないため、慎重に進めていくことになります。

Q. 夜間の体制について教えてください。

A. ユニット全体で1人です。同性介護は難しい場合もあります。

令和6年度

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会 報告

日 時 令和6年11月20日(水) 14:00~16:00

場 所 乙訓福祉施設事務組合 大会議室

主 催 「医療的ケア」委員会

参加者 コーディネーター養成研修修了者 11名 乙訓保健所 1名 事務局 1名

京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」(京都府障害者支援課) 2名

事例提供者 2名 計 17名

内 容 医療的ケア児等コーディネーターの役割について、成人期の事例を通して協議する。

記録

(ことのわより)

「京都府医療的ケア児等支援センターの近況報告」(京都府障害者支援課)

別紙参照

(グループディスカッション)

A グループ

- ・介護できなくなるまで自宅でみたいとご家族がおっしゃった場合、どの段階から親なき後について考えていいかよいのだろうかという話をし、どの年代においても同じような悩みがあるが、ご家族がすぐには、考えられない場合でも、いざというときにつながれる窓口だけは、作っておいた方がよいのではないかという話をした。
- ・訪問看護を一つの事業所で対応していたのはすごいことだと感じた。
- ・障がい受容について話をした際に、無理に受容しなくとも良いのではないかということや周囲が変わらず接することが大切ではないかという話をした。
- ・家族の心理的負担も考慮し、最初は福祉サービスを少なめにして、関係を作っていたうえで、徐々にサービスを増やしていくという方法もあり、最初の支援は大切だということを学んだ。

B グループ

- ・医療的ケアの方や重度の方を支えるのは家族丸ごとであることを改めて感じた。
- ・母親を支えることで言えば、支援者の安心したサービスの入り方、医療側も色んな方が入っているので助けてくれるという安心感を支援者達が作っているように感じた。
- ・サービスが薄くなっているように感じたが、土日は家族で過ごしたい、家族のペースを大切にするということで組んでいると聞き、家族の生活を支える役割なのだと思った。
- ・医療との関係がしっかりとあり、友達とのインフォーマルな関係も含めて色々な方が支えていた事例

だと感じた。

C グループ

- ・重度の方で発声のない方の聞き取りは難しく、家族の希望を叶えていく形になってしまふケースが多いように思う。改めて、どういう風に聞き取っていけば良いのか、自分自身で考えていかないといけないところだと思った。
- ・最初からフルサービスを提供するのではなく、本人と家族のタイミングで徐々に入れていったというのが印象的で勉強になった。
- ・そのためにも家族や本人が弱音を吐ける関係を持てるように、支援者として関わっていかないといけない。弱音を吐けたタイミングで、こういうサービスを入れましようと徐々にやっていけるのが良い。
- ・優先順位も大事だという意見もあった。行政サービス（住宅改修）の中で30万円（初回1回きり）というのもあり、身体の様子に応じた優先順位を決めていく。例えば、手すりが必要な場合だとDIYでできることもあるため優先順位は後にも良平等の意見が出ていた。
- ・両親が介護が必要な方ではないということだったが、両親にケアマネジャーがいれば、そことの連携も必要になってくるかもしれない。学びをいただけるケースだった。

D グループ

- ・友人含めてたくさんの方がサポートされていて、本人のことをよく知っている方が、本人のことをよくわかつてサポートされていたので前向きな考えになっていたように思う。
- ・退院する方向性になってから、実際に退院されるまでの期間が短い中でどういう風に調整されていかれたのか詳細を知りたい。
- ・両親とも体調が万全ではない状況の中で、もし体調を崩されたら大変だろうなと思った。そうなった時に困らないようにしていかないといけない。
- ・外出支援も、このケースでは家族や友人がサポートされているようだったが、そういうのがなければ色々とお手伝いが必要なことがあったかもしれない。
- ・本人の意思確認のところで、レスパイトで入院されていたと思うが、それに対して本人はどう思っていたのか。家族の負担も考えてサービスも入れていたと思うが、家族が介護できなくなれば家にいられなくなるので、どちらも考えるとなかなか難しいところがあるのだが意思確認はどうだったのかと思う。ただ、友人達が本人のことをよく理解させていたので、表情から読み取れて、それぞれ助けられていた部分があったのではという意見だった。
- ・短期間で調整されたところで、たくさんの関係者がこのケースに関わられたと思う。関わられた中にはこれまでに同じような経験をされている方もいると思うので、そういうところからアドバイスを聞いてできたら良いという話をした。
- ・一番よく話し合ったことがお風呂のこと。お風呂を3回に増やすにはどうしたら良いか。行政に言ってもどうにもならないことがあるので、違う方向からアイデアを出してみた。例えば、施設でお風呂が空いている時があれば、そこを使えないか等。あるものを有効活用できないか。今ない制度、やり方の中から何かできる方法を考えられないかを話し合った。

アンケートまとめ

Q1 京都府医療的ケア児等支援センターの講演を聞き、どのように思われましたか。

- ・難病もどんどん種類が増える中、新しい病名で受け入れ困難な医療機関もあるのか、と複雑な思い。災害関係の相談が増えていることに納得した。コーディネーターとは何か、模索中です。
- ・資料の配布もいただき、よく活動を理解することが出来ました。
- ・育休中の職員の子どもさんが保育所に入るのがかなり難しい状況なので、医療的ケアが必要となるとさらに厳しいのだろうなと思いました。
個別避難計画については、相談支援でも話が出てきているので、状況把握に努めようと思います。
- ・家族の方の相談件数が減っていますが、日々忙しいと思うので、広報に目を通す人も限られている気がします。私達相談員が身近な存在として、センターとのパイプにならなければと思います。
- ・色々な方が支えての事例。その人らしさを持ちながら生活していくために考えていく。

Q2 グループでの交流会はいかがでしたか。ご自由にお書きください。

- ・保健所の方、保育士さんとお話する機会がないので、繋がりが持てて良かった。しかも同じ地域の保育園とあって、コーディネートする上で財産になりそうです。
- ・皆さんとざくばらんにお話することが出来、また事例発表者の方からも親切に補足を聞いて、得るものが多くありました。
- ・ケースの話し合いを通して、ご本人やご家族の生活をふまえた支援についての考えを知ることができました。グループの規模や雰囲気も、話しやすかったです。
- ・私は、スピーディに福祉サービスに繋げる事に重点を置きがちです。グループディスカッションでは、毎回初心に返り反省します。特に気持ちを表出できない利用者の方の気持ちを、もっと想像して動かなければと反省しました。
- ・支援者たちのつながりが大切。ご家族の思いを大切にしながらの支援をする。最初からたくさんの支援を入れず、少しずつ増やしていくことで、家族の受け入れにつながったのではないか。

Q3 交流会の頻度や年間の回数、実施の時間帯、テーマなど希望をお聞かせください。

- ・交流会は年一回程度で、時間帯は午後か夕方か、テーマは先日のような成人ケースだと理解しやすいですが、保育士の方は難しそうでした。
- ・このくらいか、もう少し早い時期で、内容はこのような事例検討がありますがたいです
- ・なるべく参加したいと思っているので、日時が分かり次第予定します。
- ・時間に制限がありますので、浅く広い議論になりますが、利用者本位の考え方方がテーマになることが多いですが、苦労する部分や経験しないと分からぬ部分を深掘りして、業務的なスキルアップをテーマにする会もあって良いと思います。

Q4 最後に何かありましたらご自由にお書きください。

- ・研修会ではなく交流会ということなので、他職種の専門職が現在仕事で抱えている課題を知り合う、ということがテーマでも良いのかと思いました。医療的ケアは関係なくなりますが、圏域内では私を始め、医療的ケアのケースをお持ちの方が少ないのかなあと思ったので。コーディネートに生かせるためにはまずは繋がりを持つこと…他職種が参加しやすいテーマは何かなあ、難しいですね。
- ・研修は受けたものの医療とのつながりが薄いので、このような機会があつて勉強になります。また、支援者としてのネットワークを広げられてありがとうございます。
- ・ありがとうございました。

令和6年度

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会（乙訓圏域）
「京都府医療的ケア児等支援センターの近況報告」

R6.11.20

1. 相談支援

京都府医療的ケア児等支援センターへの
相談件数（実人数）と内容

令和6年4月1日～令和6年10月31日

家族	10
支援者	
行政・教育 保健師 相談支援専門 員 訪問看護師 その他	52
計	62

乳幼児	38
小・中学生	11
高校生	3
成人	5
その他	5
計	62

退院前相談	3
幼稚園・保育所等	15
学校	4
レスパイト等	18
社会資源全般	
医療費・受給関係	4
医療的ケア・医療人材	9
支援者の学習	1
災害関係	8
計	62

- ご家族より支援者（看護師・保健師・行政等）からの相談電話が多い。
Ex. レスパイトを進めたいが、動けるために受け入れが困難といわれる。
- 放課後等デイサービスで動ける医療的ケア児を受け入れてもらえない。
- 秋口からは保育所入所に関する件が増加。継続して進めているケースもある。
Ex. 育児休暇明けに働きたいが、受け入れてもらえる保育所がない。
- * レスパイト先や保育所側からすれば、スペシャルニーズに対応できるスキルが不足しているなど不安がある。
- 本年度は災害対策関係の問い合わせが増えている。意識が高まっている。

（個別避難計画作成や保育所での防災対策—R6年こども家庭庁よりガイドライン）

2. 関係機関との連絡調整

- 保育所や学校看護師の定着とスキルアップを目指して京都府看護協会の小児在宅移行支援特別委員会に所属（喜田）し、研修企画・実施や看看連携の取り組みを開始した。
- 各圏域の医ケア部会や母子保健連携会議に出席し、必要な情報の収集と提供。
- その他個別ケースに関わる調整や、他職種との交流。（MSW, OT, 薬剤師会、保育関係など）

3. 研修企画

- 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修（R6年10月15日）
災害時の電源確保、コーディネーター研修新カリキュラムについて・コーディネーターへの期待。
- R6年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修、R7年1月
- 事例検討会：R6年度企画未

障がい者福祉施設利用者の口腔管理状況に関するアンケート調査 結果

- 1 目的 口腔管理に関する現状と問題点の抽出をするため
- 2 調査対象 地域療育等支援事業を利用されている乙訓圏域の事業所に通っている利用者及びご家族
- 3 調査方法 紙面でのアンケート
- 4 回収状況 101 件
- 5 アンケート集計結果

お住いの居住地

向日市	27	27%
長岡京市	47	47%
大山崎町	10	10%
京都市	5	5%
無記入	12	11%

質問1 ご回答いただいた方

ご本人	11	11%
ご家族	85	84%
その他	4	4%
無記入	1	1%

質問2 ご本人の年齢を教えてください

10~19 歳	2	1%
20~29 歳	15	15%
30~39 歳	21	21%
40~49 歳	32	32%
50~59 歳	21	21%
60~69 歳	8	8%
70~79 歳	2	2%

質問3 利用施設名をご記載ください（複数ある場合は全てご記載ください）

あらぐさ福祉会 (27) 乙訓楽苑 (23) 乙訓の里 (15) 乙訓福祉会 (1) 若竹苑 (20) ひまわり園 (6)
 てくてく (6) いろどり (6) 竹とんぼ (4) あっとホームどんぐり (3) まんてん (3) 晨光苑 (2)
 あっとホーム翔 (2) さくら (1) キャンバス (1) レモンテラス (1) のあホーム (1) ふらっぷ (1)
 まーぶる (1) 暮らしランプ (1) 支援センター (1) 友愛印刷 (1) まちてらす (1)

質問4 普段のお口の清掃は誰がしていますか（複数回答可）

ご本人	57	56%
ご家族	58	58%
施設職員	67	67%
その他	3	3%

質問5 1日何回お口の清掃をされますか

ほとんどしていない	2	2%
1回	5	5%
2回	31	31%
3回	57	57%
4回以上	2	2%
無記入	4	3%

質問6 口腔清掃のタイミングを教えてください（複数回答可）

起床時	16	16%
朝食後	75	74%
昼食後	66	65%
間食後	4	4%
夕食後	53	52%
就寝前	43	43%

質問7 口腔清掃道具は何を使用していますか（複数回答可）

歯ブラシ	96	95%
電動歯ブラシ	15	15%
ワンタフトブラシ	23	23%
歯間ブラシ	18	18%
デンタルフロス	10	10%
スポンジブラシ	9	9%
その他	1	1%

質問8 歯磨剤、含嗽剤など、補助的なデンタルケア製品をご使用の方は製品名を教えてください。

アクアフレッシュ オーラスクール ガムプラス (4) クリアクリーン (4) クリニカ (4) 子ども用歯磨き コンクール (4) システマデンタルソフト シュミテクト スミガキ デンタークリア デンタルプロ デンタルリンスガム バトラーエフペースト 歯磨剤 (3) フッ素物配合ジェル マスドントケア メディカつぶつぶ塩 ヤクルト薬用アパコート SE

質問9 現在、かかりつけ歯科はありますか

ある	84	83%
ない	16	16%
無記入	1	1%

質問10 質問9で「ある」とお答えの方は受診方法を教えてください

通院	80	96%
訪問	2	3%
両方	1	1%

質問11 質問9で「ある」とお答えの方は受診頻度を教えてください

月1回程度	18	22%
2~3か月に1回	39	48%
4~6か月に1回	9	11%
年1回程度	1	1%
何らかの症状があるときだけ	15	18%

質問12 質問9で「ない」とお答えの方はその理由を教えてください（複数回答可）

考えたこともなかった	4	25%
特に必要性を感じなかったから	4	25%
通院手段がないから	4	25%
定期的に歯科衛生士さんが磨きに来てくれるから	0	0%

質問13 質問9で「ない」とお答えの方は今後のお考えをお聞かせください

かかりつけ歯科をつくる予定	5	31.25%
かかりつけ歯科をつくりたいが受診手段がない	5	31.25%
特にかかりつけ歯科をつくるつもりはない	2	12.50%
無記入	4	25.00%

質問 14 かかりつけ歯科の必要性についてのお考えを教えてください

特に必要性を感じない	2	2%
どちらかといえばなくてもいいと思う	0	0%
どちらかといえばあった方がいいと思う	21	21%
絶対に必要だと思う	69	68%
無記入	10	9%

質問 15 障がいのある方が、かかりつけ歯科を持つことを困難にする要因は何だと思われますか？みなさまのお考えをお聞かせください。

- ・障がい特性（座って口を開けることや意思表示が困難である、恐怖心から動いてしまうなど）によって難しい…19
- ・本人の特性を理解しながら治療をしてもらえるか…16
- ・通院が大変…14
- ・障がい者を理解し、慣れている医師、衛生士が少ない…12
- ・歯科医師と信頼関係がきずけるかどうか…9
- ・待ち時間等、他の患者さんに気を遣う…8
- ・歯科医院の構造、バリアフリー、備品の配置に工夫がされているか…8
- ・親の体調や高齢によって受診に付き添うことができない…5
- ・障がい者を受入れる歯医者がどこかわからない…5
- ・本人や家族と歯科医師、衛生士との情報共有…3
- ・口腔ケアにかかる費用の負担…3
- ・相談できる窓口が少ない…2
- ・口腔ケアの重要性の周知…2
- ・利用施設に歯科医を派遣する制度が必要…1
- ・記入なし…31

「医療的ケア」委員会 資料4

令和6年度「医療的ケア」委員会 学習会まとめ
医療的ケア児に関する施策・補助金とその施策を利用した自治体の取組について

日時：令和6年12月19日（木）13時30分～15時30分

場所：乙訓総合庁舎 第2会議室

参加者：15名 事務局：3名 *「医療的ケア」委員会のみの参加とした

内容：医療的ケアに関する施策・補助金とその施策を利用した自治体の取組について

1. 京都府健康福祉部障害者支援課医療的ケア児等支援センター「ことのわ」

石川 恵美子氏

「医療的ケア児等への支援に関する施策・予算について」

2. 長岡京市 子育て支援課 西河 泰典 氏

「長岡京市の保育所等での制度利用と現状について」

3. 舞鶴市 こども家庭しあわせ課（こども家庭センター） 真下 知子 氏

「舞鶴市での医療的ケア児支援の取り組み」

4. 豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 支援教育係

塙本 真由美 氏 竹永 英樹 氏

「豊中市教育委員会における医療的ケア児支援事業」

1. 医療的ケア児の支援に向けた主な取組 （令和6年度予算案：国予算）

①	地域療育等支援施設運営事業	厚生労働省	261億円
②	日中一時支援事業	厚生労働省	261億円
③	こども家庭センター【=利用者支援事業】 ・子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁） + ・重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）	こども家庭庁	2208億円
④	医療的ケア児等総合支援事業 【児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金】	こども家庭庁	177億円
⑤	医療的ケア児等医療情報共有システム	こども家庭庁	6000万円
⑥	在宅医療関連講師人材養成事業	厚生労働省	2100万円

⑦	診療報酬改定 ・医療的ケア児者入院前支援加算 ・歯科診療特別対応加算		
⑧	障害福祉サービス等報酬改定		
⑨	医療型短期入所事業所開設支援	厚生労働省	505 億円
⑩	医療的ケア児保育支援事業 【保育対策総合支援事業費補助金】	こども家庭庁	459 億円
⑪	医療的ケア看護職員配置事業 【=切れ目ない支援体制整備充実事業】	文部科学省	42 億円
⑫	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業	文部科学省	3200 万円
⑬	障害児受入強化推進事業 (放課後児童クラブにおける)	こども家庭庁	2074 億円
⑭	小児慢性特定疾病の医療費助成	厚生労働省	172 億円
⑮	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	厚生労働省	9.2 億円

④ 医療的ケア児等総合支援事業 【児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金】

○目的：医療的ケア児、重症心身障害児の地域における受入促進（地域生活支援の向上）を総合的に実施する。

○事業内容：コーディネーターの配置、協議の場の設置、相談体制の整備（様々な相談に対する総合的な調整機能）、併行通園の促進（障害児通所支援事業所と保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブの為に障害児通所支援事業所が保育所等をバックアップ）、看護職員確保のための体制構築（研修）、医療的ケア児等と家族への支援（短期入所での療育機能強化のための保育士派遣等）、レスパイト環境整備。

○実施主体：都道府県、市町村 ○負担割合：①国 1/2 + 都道府県 1/2 ②国 1/2 + 市町村 1/2

○京都府内での活用状況：舞鶴市、京田辺市、京都市。

○参考：市町村の独自施策に活用できる補助金である。

⑩ 医療的ケア児保育支援事業 【保育対策総合支援事業費補助金】

○目的：地域生活支援の向上のために、保育所等での受入れ体制の整備。

- ・医療的ケア児保育支援者を配置し保育所への支援、助言、喀痰吸引等研修受講奨励。
- ・受入れ等に関するガイドラインの策定。

○実施主体：都道府県・市区町村

○補助割合：①国 1/2 + 都道府県、指定都市、中核市 1/2 ②国 1/2 + 都道府県 1/4 + 市区町村 1/4

*医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回る場合

→②国 2/3+都道府県 1/6+市町村 1/6

○事業内容

【補助基準額】: 必須事業			
①看護師等の配置	・1施設 ・1自治体	・529万円 ・(巡回型) 501万円	医療的ケア児が2名以上で看護師も複数なら529万円加算
【加算分単価】			
②研修受講 (単独補助可)	1施設	30万円	看護師、保育士等の喀痰吸引以外の研修受講も対象
③補助者の配置	1施設	約223万円	
④医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村	約223万円	喀痰吸引等研修受講の保育士の場合、13万円加算。
⑤ガイドラインの策定 (単独補助可)	1市区町村	約57万円	
⑥検討会の設置 (単独補助可)	1市区町村	36万円	
⑦医療的ケア児の備品補助	1施設	10万円	
⑧災害対策備品整備	1施設	10万円	

⑪ 医療的ケア看護職員配置事業 【=切れ目ない支援体制整備充実事業】

○「医療的ケア看護職員配置事業」

- ・補助対象：都道府県、市区町村、学校法人、幼稚園、小、中、高等学校、特別支援学校
*複数の学校への巡回可。*第3者への委託可
- ・事業内容：校外学習、登下校時の送迎車両に医療的ケア看護職員の配置支援
配置の考え方：1日6時間、週5日を想定。訪問看護ステーション等への委託可。
- ・参考：「看護師等とは」准看、助産師、保健師、必要な喀痰吸引等研修受講後に従事者登録を行った介護職員。

○「特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備」

- ・期限：交付初年度から3年間限り
- ・目的：就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制整備に向けた自治体等のスタートアップを支援
- ・事業内容：連携体制の整備…教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制整備個別の教育支援計画等の活用…有効活用の仕組みづくり

連携支援コーディネーターの配置…教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携促進

普及啓発…市民や他の自治体への普及啓発

○「外部専門家配置事業」

- ・個別の指導計画作成や指導を行う、専門の医師、P T、O T、S Tの配置支援。

2. 長岡京市 子育て支援課 西河 泰典 氏 *報告から補助金に関する部分を抜粋

「長岡京市の保育所等での制度利用と現状について」

医療的ケア児保育支援事業の利用

- ・看護師の配置
- ・認定特定行為業務従事者の配置 加配=「保育補助者」
国の補助金の賃金の上限を超えた部分は長岡京市が補助。

3. 舞鶴市 こども家庭しあわせ課（こども家庭センター） 真下 知子 氏

「舞鶴市での医療的ケア児支援の取り組み」 *報告から補助金に関する部分を抜粋

○舞鶴市医療的ケア児居宅等支援事業

舞鶴市として事業が先にあり、国の施策（補助金）が後でできたので、その制度を活用している。

事業	対象者	利用時間
レスパイト事業	常時、人工呼吸器の装着が必要な児	年 28 時間
保育所等訪問看護支援事業	医療的ケア児	月 23 時間
入院時コミュニケーション支援事業	常時、人工呼吸器の装着が必要な児	月 30 時間

保育所等訪問看護支援事業：保育所等に看護師を派遣し医療的ケアを行う。

- ・事業創設の理由：病状の変化が捉えにくく普段の状態を把握している看護師の派遣が必要であった。
- ・【医療的ケア児等総合支援事業】児童虐待防止等対策総合支援事業費を利用。
- ・訪問看護ステーション 2か所と委託契約 ・利用申請は7月。有効期間は1年。

医療的ケア児保育支援事業の利用

- ・保育所等での看護師等の配置。
- ・令和6年度は、「ガイドラインの策定」「医療的ケア児の備品補助」の申請を検討している。

4. 豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 支援教育係

塙本 真由美 氏 竹永 英樹 氏「豊中市教育委員会における医療的ケア児支援事業」

*報告から補助金に関する部分を抜粋

○豊中市教育委員会における医療的ケア児支援事業

- ・豊中市における医療的ケア児支援事業実施要項

定義：「医療的ケア児とは恒常に医療的ケアを必要とする児童生徒」

・教育支援体制整備事業費補助金（=切れ目ない支援体制整備事業）を利用して医療的
ケア看護職員配置事業を実施。

- ・豊中市として事業が先にあり、国の制度（補助金）が後でできたので、その制度を活用している。

2024年度 庁内実習実施状況一覧表

募集期間 6月28日～7月31日 調整会議8月5日
追加募集 8月9日～9月6日 調整会議9月13日

	受け入れ部局	実習時期・日数		作業内容	実績／募集
長岡京市役所	障がい福祉課	10月2日(水)、3日(木)、4日(金)		印刷、簡易製本(カッター、ハサミ、ホチキス等使用) 書類等への押印作業、書類整理など	2名／3名
大山崎町役場	福祉課			印刷、紙折等の資料準備(時期によってはパソコン入力)	0名(応募者なし)／1名
	健康課			袋詰め作業または、イベント開催前日の設営準備(机、イス並べ等)	0名(応募者なし)／1名
向日市役所	障がい者支援課	10月15日(火)		行事の準備(掲示物の作成、書類の封入作業など)、申請書類のセット、 封入作業、ゴム印押印作業など	1名／原則1名 (複数の希望があれば個別に検討)
乙訓保健所	乙訓保健所	10月22日(火)		貸付金申請書等の資料セット作業	1名／1名
		10月3日(木)、4日(金)		アンケート集計等PC入力作業	1名／1名
	乙訓教育局			資料作成補助、資料整理 簿冊ラベル作成、交換用封筒作成	0名(応募者とマッチングせず、乙訓保健所で受入れ) 1名
乙訓福祉施設事務組合	総務課 乙訓ボニーの学校相談支援課	10月30日(水)、31日(木)		テープ起こし(パソコン作業)、洗車、製本作業(カッター、ホチキス止め、 製本テープ使用、折り)、玩具の洗浄、書類整理・仕分け、ラベル作成、 シュレッダーなど	1名／1名

令和6年度 一般就労促進に向けた学習会を通した支援者と企業との交流会 報告

- 1 日時 令和7年1月20日（月）17:00～19:00
 2 場所 バンビオ6階創作室1
 3 主催 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 就労支援部会 乙訓障がい者就労支援ネットワークたけのこ
 4 参加者 52名（登壇者 13名 申し込み 26名 企業 5名 部会員 6名 事務局 2名）
 5 目的 障がい者の支援に携わる支援者が就労支援について学びを深めることや企業は福祉就労を、福祉は企業を、お互いに知り、繋がりを作ること。

6 内容

・事例発表

(1) 乙訓ももの就労準備支援事業*の利用を経て、一般就労された事例

*就労準備支援事業は、就労した経験がない、又は少ないために仕事をするのが不安な人に対し、一般就労に向けた支援を行う（収入、資産要件あり）。日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3本柱を基本に支援する。

支援者（乙訓もも）より

<就労支援までの経過>

- ・ひきこもり状態で強迫性障害の方。家族が乙訓ももに電話相談したのが始まり。
- ・玄関から居間にいる本人に声をかける3分ほどの訪問を半年ほど続け、家族には家族会に来ていただいたり、精神保健福祉相談に同行したりしながら本人の受診の意思を待った。
- ・訪問支援から8か月後、本人が受診を希望し症状に対応した支援を行い入院治療。

<実際の就労支援>

- ・退院後、事前調整の下、就労準備支援事業を利用し生活リズムを整え、SST、企業見学等に取り組んだ。
- ・就労支援ネットワーク「たけのこ」を活用し企業実習に繋がった。

<支援で大切にしたこと>

- ・本人のストレングス（強み）の活用
- ・逆転の発想⇒○○だからできない、ではなく、○○だったらできる、という発想で支援
- ・ご本人のニーズの把握→「○○しませんか？」という提案
- ・事前に本人の許可を得てから、他機関と情報共有し、コーディネートすること
⇒全体を俯瞰しながら、計画することが大切
- ・タイミングを見逃さない
- ・オーダーメイド型の支援⇒本人にあったペースでの実習

本人より

- ・受診時の心境：やっと外に出られる、治せる、希望が見えた気持だった。
- ・実習時の心境：最初は不安だったが自分の気持ちに任せていたら、いつまでたっても実習に行かなかったと思う。なかば強引という感じの方が自分には良かったと思っている。

企業より

- ・実習はトータルで3か月だった。1日1時間でもいいので毎日働ける習慣をつけてほしかった。日数を少

しづつ増やしてもらい、しだいに半日になり3か月経った頃にはもう働いている感じであり、「就職してみては」といった感じだった。

- ・障がいがあるからといって特別配慮をしたわけではなく、どの従業員にも配慮をしており、個人にあった配慮をみんなができ、みんなが幸せになればと思う。

(2) 就労継続支援B型事業所（京都光彩の会「かれん工房」）の利用を経て、一般就労された事例

支援者（相談支援→アイリス→かれん工房）より

<就労支援までの経過>

- ・本人から相談支援に相談し、まずはヘルパーを利用して生活の立て直しから始まった。

<実際の就労支援>

- ・相談支援が、本人の働きたいという思いを受けアイリスに繋いだ。
- ・B型をいくつか見学し、かれん工房に決めた。B型では生活リズムと体力づくりを課題に2年を目標に通所を開始された。作業は少しずつ負荷の高い仕事に取り組み、就労に向けた講習会やいくつかの実習を通してスキルアップし、採用に繋がった。

<支援で大切にしたこと>

- ・本人とは日々、作業、生活のリズム、体調をお互いに相談し、本人ができるようなことを目標に本人ができるツールや環境を作ったことがよかったと思う。
- ・就職できる可能性が少しでもあるなら選択肢に入れ、取り組むことが大切だと思って利用者と関わっている。

本人より

- ・B型の利用は生活のリズムを整えることが目的であり、毎日行って帰ることから始めた。
- ・企業選びは、自宅から歩いて行ける距離と朝が苦手なので、昼から勤務できる条件で探した。勤務9年になるがこんなに続くとはと、自分でも驚いている。

企業より

- ・会社として、仕事は一日中ライン作業があり、様々な方が働いてこられたという素地があった。チームとしてひとつの商品を作り上げるためにコミュニケーションが不可欠だが、その人に合わせたコミュニケーションをとり、各々の課題を見つけ、話をするなかでそれを和らげていくことが大切。

(3) 就労移行支援事業所（ステージ）の利用を経て、一般就労された事例

支援者（ステージ）より

<就労支援までの経過>

- ・学校卒業後、就労移行で訓練を積み就職されたが、コロナ禍により雇止め。その後、就職活動をするも自分に合った仕事が見つかず、しだいに就労意欲がなくなり昼夜逆転の生活になった。本人から就労移行に連絡し、再度、就労移行を利用することになった。

<実際の就労支援>

- ・就労準備プログラムでは、まず生活リズムの立て直しを目標とした。一日の過ごしを可視化し、睡眠時間や過ごし方をイメージする。また、自分の人生を主体的に考える。働く=ゴールではなく、自分はなぜ働くのかを考えたり、行動をふり返ったりするなど様々な取組を通して、本人から「〇〇関係の仕事がしたい」と意欲や自信が戻った。
- ・初めての体験実習（府内実習を模したもの）は、法人内で取り組んだ。物の整理整頓や環境をきれいにする実習により、事務作業、軽作業、清掃作業などもやってみたいと希望がでた。

- ・職業評価では、京都障害者職業センターでの職業評価により本人の強みを確認した。
- ・その後の体験実習では、本人の希望と強みを活かせる企業へ見学、実習（2回）を通して採用に繋がった。

<支援で大切にしたこと>

- ・本人が自ら主体的に就労に取り組めるようサポートをした。
- ・前向きな気持ちで、もう一度働きたいと思えるように、エンパーメントのプログラムを設定した。
- ・本人の働きたいという夢を形に、その実現に向けた支援をするために、私達支援者は本人の声に耳を傾け本人の力が発揮される就労先を探している。本人が活躍するステージはひとりひとり違い、就労支援のゴールについても正解はひとつではないので、本人と一緒に迷い、悩むことが多い。そんな時は支援者も自分ひとりで抱え込まず、周りの支援者に相談している。支援者の仲間や圏域の仲間や企業と繋がることを大切にしている。

本人より

- ・最近は、職場の仲間と自分の趣味を共有し遠出をするなど出社が楽しみになった。また、仕事を任せてもらえているという実感とそれに伴う責任感を感じるようになった。
- ・仕事で自分の予定と違ったことは苦手だったが、モヤモヤせずに受け入れられるようになったと思う。

企業より

1. 就労にあたって必要な力

- ・体調管理：体調不良になる要因を理解し、対処法を身につける。自身の障がい特性について会社に配慮してほしいことを理解している。主治医から処方されている薬があれば用法を守って服用してください。
- ・日常生活：翌日の予定を考えて睡眠時間をとる。その場にあったふさわしい格好をする。毎日、入浴して清潔感を保つ。ルールを守る習慣を身につけていただきたい。
- ・社会生活：注意や指導を受けたら素直に聞く。苦手な人にも自ら進んで挨拶をすることが大切だと考えている。

2. 就労移行や福祉的就労、学生時代に頑張ってほしいこと

- ・好きなことを見つける
- ・家族以外のコミュニティを作る
- ・人を頼る練習をする

3. 支援者に対する要望・思いなど

- ・本人の可能性を信じてほしい
- ・長所をたくさん見つけてほしい
- ・企業は怖くないので、積極的に訪問に来てほしい

・グループからの報告 *主な内容の抜粋

- ・本人の希望する仕事が難しいから諦めるのではなく、希望する仕事に関連した仕事を考えると幅が広がる。
- ・相談先として就労支援ネットワークたけのこを活用（企業が参加しているので見学実習先の相談ができる）してほしい。たけのこの事務局はアイリスなので、アイリスに相談していただきたい。
- ・将来のことを見据え、本人の働きたいという思いとタイミングを逃さずに、支援をしないといけない。そのためには支援者は制度だけでなく、フォーマルインフォーマル関わらず、いろいろな情報をもっておくこと、関係機関との連携やネットワークを活用して、相談しながらやっていくことが大切。
- ・今後の支援において、もっとアセスメントを充実させて関わっていきたい、関わる人が多いほど多角的な視点が入り、本人の可能性が広がるという感想があった。

- ・就労について、生活にスポットライトがあたった。体力、生活リズムを整えることの大切さや就労支援を進めしていくうえで、社会経験、社会生活の支援を重点的にしてくれる事業所、相談支援事業所がもう少し楽になれるような事業所があれば良いという話があがった。また、お金を稼ぐだけでなく使い道を考えることも大切で、楽しみや世界を広げることに繋がるアシストができる事業所や親亡き後の生活も大切で、人生設計を含めた社会生活のデザインに特化した事業所が必要という話があがった。
- ・企業も事業所の利用を考えている人も福祉系の団体は多いので、どこにどんなことをしている事業所があり、どこに相談したら良いのかがよくわからないという現状ではという意見だった。
- ・企業側と事業所側には思いに微妙にずれがある部分もあると感じ、顔を合わせて話をする機会が少ないので、できるだけ会って話をしてネットワークを作っていくという話になった。また、ネットワークに求めることとして、「福祉事業所、企業を知る機会や交流が少ないので、情報を収集する機会や事業所、企業、家族等が知り合い、交流できる機会」、「企業側はこういう人を雇いたい、事業所としてはこういう就労を希望している人がいる等をマッチングする場所、機会」があがっていた。
- ・本人に関わる立場として、本人に合わせた配慮をすることは大切だが、固定概念で関わったり、本人の希望を置いて周りがセーブしたり、先回りしたりすることがある。その結果、やれる経験がなくならないよう、実際に取り組み、失敗した時に、フォローできる関わりをしていかないといけない。困った時、やってみたけどだめだった時に帰ってこれる場所や本人がそこに至るまでに何をしたいのか、どんな希望があるのかをしっかりと聞いていくことが必要。
- ・それぞれのところでやっている内容や関わり、できそうな受け入れ等は、話だけでは想像できず、実際に行くと、同じ業種でも思っていたものと違う場合もあるので、ネットワークの取り組みとして、実際に話をしたり、現場を見たり、やってみることが大事だと感じた。
- ・本人の強みや希望や気持ちをしっかりとくみ取って、その方に合った支援をしていくことの大切さ。
- ・希望や条件がある中で実習を受け入れてくれる企業がたくさんあると、より本人の希望や可能性も見つけていける。
- ・オーダーメイド型支援について、継続的に支援がされることや、その中からオーダーメイドするにもいろいろな力や経験が大切。
- ・支援のタイミングについて、その人の人生、これまで良いのかということについて、印象に残っている方の話をグループで出し合った。特にA型、B型に入った方は、同じ事業所に長くいる傾向があるが、ワンランク上がっていく支援をどのようにしていくのかが話題になった。
- ・障がい者の雇用や取組に理解があるような企業が地域にあるのはすばらしいことだという意見が出ていた。
- ・「配慮をしない相手はいない。」や「制度に合わせるのではなくて、本人の希望から支援を始めていく。」という話に感銘を受けた。
- ・日々の支援で支援者の視点が固定化され、利用者の可能性が広げられていないのではないか、支援者の意識、視点を変えることで、利用者の可能性がもっと広がるのではないかという意見が出た。
- ・大阪で効果的だと感じる取組として福祉の事業所と企業の実習のマッチング会や、お互いを知るための見学会を定期的に開催している。そのような機会があると、今後も障がい者雇用が盛り上がっていくのではないか。

7 アンケート結果

1 事例発表について、ご意見・ご感想のご記入をお願いいたします。

3例とも支援者が本人の意思を丁寧に引き出しながら進められているところがすばらしいと思いました。強

・ 迫性障害の特性にとことん寄り添って歩みを進められた乙訓ももさんの発表には感嘆しました。雇用された京和設備の社長さんの「時間を増やすより来る日数を増やす。毎日来られるようにということを目指した」というお話に、なるほどと思いました。／重い強迫性障害の方、長い間引きこもっていた方など、難しいケースに、固定観念に囚われず、やれることは徹底してやるといった姿勢で取り組んでおられる事例に、大変深い印象を持ちました。／利用者、支援者、会社がタッグを組んでの発表が新鮮でした。/当事者の方の声も、直接きくことができ、日々の支援を振り返ることができた。制度ありきでなく、本人の話をしっかりきくこと、という話が印象に残っている。／支援の概念の固定化しがちな点がありがちですが、柔軟な発想な支援をされていて勉強になりました。／とても良かったです。／フラットな考え方や配慮された考え方など、アプローチやつなぎもさまざまだと思いました。／よい事例を聞かせてもらいました。またがんばらねばと思いました。発表の資料が中途半端な配布となっていたのがちょっと残念でした。／支援の形は様々で、オーダーメイドである。と感じました。／どの事例も、本人さんの思いや希望を叶えようと、素晴らしい支援をされていると感じました。就労支援の醍醐味のような事例ばかりで、聞いていて感動しました。／3事例目から聞きました。コロナによる挫折からの立ち直りに感銘をうけました。／当事者さんの声が本当に良かったです。／いずれもヒントに富んだ内容でもっと周知できればと思いました。／良い支援を聞けて刺激になりました。／どの事例でも、その場その時の課題ではなく、本人の気持ちや今後の人生を考えた関わりを大切にされていることがとてもよく分かりました。／それぞれの事例がしっかりとご本人に向き合った支援ができていると感じた。特別な配慮をするのではなく、本人に向き合うことの大切さをお聞きして改めて考えたいと思った。／好きなことを大切にすることがポイントであることを改めて感じました。配慮がいる人はいないという言葉が印象に残りました。／いろんな形を聞けたのでよかったです。／3事例ともとても輝かしく、これからも活躍が楽しみに感じました。／当事者の意見が聞けてとてもよかったです。／本人、支援者、企業様一緒にお話しitただく機会に大変有意義な時間です。／丁寧なオーダーメイド型の支援や、B型、移行からのステップアップについて、当事者のリアルの声も聞きながら具体的に学べた。／それぞれ当事者の方の声や企業さんの声が直で聞けたのは良かったと思います。／ご本人の現状をふまえ、適切な指導をされていることに感動しました。／質問と回答が文字化されており、とても見やすかったです。また、それぞれの立場の方の話が聞け、分かりやすかったです。／様々な企業様との連携や成功に至るまでの経緯をご本人様と説明していただけたことが良い見聞になりました。

2 グループワークについて、ご意見・ご感想のご記入をお願いいたします。

短い時間だったので、自分を含め、グループのメンバーそれぞれが自分の本当しれません思いに行き着いて言葉にするのはなかなか難しいとかんじた。特に就労支援事業所の方達は、発表された事例と日々の支援の仕事とにギャップがあり、感想を言うのにも悩ましい思いをされているように感じた。／長岡京市の充実したネットワークについて知ることのできるよい機会であったかと思います。／B型A型就労移行、相談支援、ご家族それぞれのご意見聞けて良かったです。／普段なかなか関わることのできない方と交流する機会があり、よかったです。／様々な立場の人と話をする事で、多様な視点を知ることが出来ました。特に企業の方の話を聞けたのは貴重で良かったです。／色々意見を交わせて良かったです。／企業様のご意見もお聞きできて、本当にただ障害者雇用をというだけでなく、生活も含めて考えておられるのを知って話が聞けて良かったです。／それぞれの立場や職種からの意見がとてもおもしろかったです。オーダーメイドじゃない支援ってあるのですかと企業からの意見がありました。基本的にはオーダーメイドじゃない支援はあったらダメですよね。／普段関わらない方とお話ができるてよかったです。／少人数だと、話しやすいので有り難いです。／いろいろな視点からの話でメンバーが、共に「そう考える」とおっしゃったことが、大事なポイントかと思いました。

／少し時間が短かったが、楽しく交流できた。／時間は短かったですが、貴重な意見、現場の声を聞けてありがとうございました。／いろいろな立場の方の意見が聞けました。／本人を「支援する」という立場では、どうしても先回りして失敗や衝突をさけてしまいますが、無理だと決めつけずにまずはやってみないと、前にすすめないこともあると感じました。／B型事業所の方が、「どのようにして一般就労へつながるか、どこへ相談すればよいかわからない」とおっしゃっていて、それに初めて知ることができました。／企業さんやご家族など色々な視点からの意見を聞くことができ良かった。／企業の方の率直なご意見が聞けて良かったです。／時間がもう少し欲しい。／いろいろな意見が出てとても良かったです。／色々な事業所の方や利用者さんのご家族の方の話が聞けてとても勉強になりました。／たくさんの意見が活発に出ていた印象です。時間が短くもう少しお聞きしてみたいと思いました。／各々が異なる立場でざっくばらんに話し合えた。事例がよい学びになったので話も弾んだ。／色々な立場の方からの意見が聞けたのが良かったと思います。／企業さんが障害者雇用に積極的になって下さって理解ある企業が増えたらと願います。／時間が短かかったので、ゆっくり交流できる機会があればいいですね。一般就労に関わる経験の有無によって、それぞれが知っている情報の差があり、あまり知らないことで話しにくそうにも感じた。／1つのグループで関係者のさまざまの方々とお話ができたことによりつながりができました。そのことから関係者の方々と情報共有ができたことが大変満足でした。

3 分からなかつたこと、質問しきれなかつたことがございましたら、ご記入をお願いいたします。

あしすと阪急阪神の社員の方が、地域に求められるもののヒントとして、大阪の障害者支援ネットワークや全国障害者雇用事業所協会が行っている見学会やマッチングについてお話をされていました。それらの実際の内容を知りたいと思いました。（サイトを見てもそれについては見つけられませんでした。）／特にありません。／地域福祉連携室について（ひとり暮らしするにあたっての）どういうところかわからなかつたので聞いてみたい（しらべてみようと思います）。／どのような団体や企業が参加しているのか、この会の目的を初めに伝えていただければと思いました。／一般就労がつづいていない方も一定数あると思います。残念なことですが・・つづかなかつた人の割合はどれぐらいなのかも情報として知りたかったです。うしろ向きな話ですみません。。。／支援をうける方々の体験や実は不満があることなど聞ければと思いました（うまくいかなかつたこと）。／A、B事業所がたくさんあり、どう選べばいいのか？本人にはどこが合うのか知りたいです。本人に合った支援の選び方がわかりません。／特になし。

4 就労に関する今後の取組に向けて、どのようなものがあるとよいと思われますか？

本人が就労についての意識を深めていくための、幅広い職種や働き方での体験的な実習の機会が多くあればよいと思います。支援者とともに体験をふりかえりながら、自分にとっての向き不向きを見極めつつ「好きなしごと」を見つけ、それを就労先として選ぶことができれば理想的なのですが…。／学校と事業所、事業所と企業のつながりが、もっと密になれたらと思います。／たけのこととの交流会を今後も継続していただけたら／具体的には今のところありません。／企業側の雇いたい人や切り分けられる仕事など、求人として出せて、福祉側もその求人を見て希望者を紹介できるようなマッチングの場があれば良いと思いました。／一般就労を進めるためには支援者の聞き取り力、推進力が大事だと思ったので、このような研修をする事で気持ちが上がると思います。／企業さんのプレゼンテーションみたいなこと。／実習受け入れをどんどん進めていきたいです。／企業さんとの連携、見学、実習など。／働くための基盤作りや本人が「やりたいこと」や「目標」を見つけるためには、乙訓ももさんのケースのように、アウトリーチをしながら長くじっくりと関わってくれる支援機関が増えればいいなと感じました。事業所や企業が、それぞれが取り組むことを実際に目で見て

肌で感じることが大切と感じました。直接連絡を取り合うハードルがあるのであれば、見学会のような企画があればよいと感じました。／もっとグループワークで話せる機会があれば嬉しいです。（今日のような内容で）／企業見学や、情報交換をする機会が増えれば・・・。／せっかくあるネットワークや団体がわかりやすく関連する仕組みを整えていたらと思いました。／もっと企業を見学してほしい。／企業、福祉、ご家族の顔を合わせられる機会。／福祉事業所が障害者就業・生活支援センターとまず繋がりを持つこと。そこからたけのこネットワークなどを介して具体的に企業とのマッチングを図ること。基本だがまずはそこが大事だと思います。／気軽に企業と相談、見学、体験、施設外就労等なんでもいいのでつながれる機会があればいいと思います。／理想と現実のギャップを埋めるための取組。まず、支援者はいま関わっている人をイメージしているので、一般就労にむけて、と言われたときにそれそれがどのような人をイメージするかによって話が噛み合わないこともあるのでは。／今回のような交流会を定期的に開催していただき、企業様、関係者、同業の方々とのつながりを今以上に築いていきたい。

5 その他、ご意見等ございましたら、ご記入をお願いいたします。

またいろいろな事例を知ることができる学習会をぜひ開催していただきたいです。／特にありません。／時間が押していると言われ、事例発表者に時間調整の依頼をされていたように見えました。事例発表は当事者の方、企業の方も含め支援者も事前準備されているかと思うので、それよりもグループワークの時間を削られた方が良かったのではないかでしょうか。次回ご検討ください。／勉強になりました。ありがとうございました。／会場がちょっと狭いかなつと思いました。とても良い交流会でした。ありがとうございました。

社会福祉法人 乙訓福祉会
乙訓福祉会・ライフサポート事業所

2024 年度「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項

(1) 研修目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、たんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」と記す）を必要とする特定の者に対して、医師、看護師等との連携の下、必要なケアを提供するため、適切、安全にたんの吸引等を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

(2) 受講資格・要件

- ・在宅の訪問系等サービス事業所の介護職員等のうち、特定の利用者に対してたんの吸引等の行為を行う必要が現にある方または近く実施する予定を見込んでいる方。
- ・実地研修にあたり、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、実地研修の協力について了承が得られること。
- ・実地研修にあたり、利用者の主治医の指示書に基づき、指導できる看護師等の協力を得られること。
- ・実地研修中における偶発的な事故等に起因して、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合の賠償責任に対応できる保険に加入していること（事業所すでに加入されている保険で対応可能かどうかをご確認ください）。

(3) 研修実施日程

基本研修：2024年11月30日（土） 講義（6時間）、筆記試験（30分）

9:00～17:00（受付8:30～）

12月1日（日）シミュレータ演習

10:00～12:00

実地研修：登録研修機関登録後速やかに実施する

(4) 研修実施場所

- ・11月30日（土）（講義及び筆記試験）

（福）乙訓福祉会 乙訓の里

所在地：〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井20-3 電話：075-954-0777

※当会ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/> 内の地図参照願います。

*お車での来場はできません。公共交通機関でお越しください。昼食については会場で喫食可能です。

- ・12月1日（日）（シミュレータ演習）

（福）乙訓福祉会 乙訓の里

(5) 研修受講定員 24名

受講決定については、申込期間の申込者に対し、研修実施委員会により選考を行い、受講決定通知にてお知らせいたします。

(6) 受講料

基本研修：10,000円（8時間講義＋シミュレータ演習）
事務手数料：2,000円（受講申込後キャンセルされた場合は1,000円と振込手数料を申し受けます。）
実地研修（指導看護師料）：10,000円（指導看護師が他法人の方の場合や居ない場合、1利用者当たりに必要、自法人の方の場合は無料）
※上記のとおり実地研修の指導看護師が他法人の方である場合は、指導看護師料として受講者ごとに1利用者当たり10,000円をお支払して頂いています。一度も実地研修を実施することなく、いったん研修を終了する場合は、指導看護師料を返金（振込手数料は申込者負担）しますのでご連絡をお願いいたします。

(7) 研修教材

教材については、『たんの吸引等第三号研修（特定の者）テキスト　たんの吸引・経管栄養注入の知識と技術』（改訂版）

（著）NPO法人医療的ケアネット（出版）クリエイツかもがわ（販売価格：税込2,640円）
※各自で事前に購入して研修当日に必ずご持参下さい。

(8) 備品等調達方法

備品等必要な設備については京都府及び、乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会等からのネットワークによる関係機関より、借用の上準備する。

(9) 修得程度審査方法　筆記試験事務規定による。

(10) 「基本研修」実施プログラム

Web 講義（※事前学習）

講義内容	報告書提出について	担当講師
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義 ○利用可能な制度 ○重度障がい児・者の地域生活等 ○障害者総合支援法と関係法規	必ず事前に視聴し、11月30日（土）に報告書を提出すること	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 NPO法人「てくてく」 尾瀬 順次（社会福祉士）

*受講決定後、講義 URL をメールで送らせて頂きます。Web 講義視聴後「重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義」の報告書（A4用紙で1枚で指定の書式等はございませんが、必ず視聴の感想も付記して下さい。）を作成して下さい。また、11月30日（土）には必ずお持ちください。詳細については、申込受付後ご連絡させていただきます。

1日目 9:00～17:00

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	8:30～9:50	
開講式	9:00～9:10	
喀痰吸引の講義 ○呼吸について ○呼吸異常時等の症状・緊急時対応 ○人工呼吸器について ○喀痰吸引について ○口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ○喀痰吸引の手順、留意点等 ○喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	9:20～12:20	看護師　亀井　あや子
休憩・昼食	12:20～13:00	

健康状態の把握・経管栄養の講義 ○食事と排泄（消化）について ○経管栄養について ○経管栄養の手順、留意点等 ○経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応	13:00～16:00	看護師 中嶋 大介
オリエンテーション (試験実施に向けての諸注意等)	16:10～16:20	試験委員会
筆記試験 ○吸引・経管栄養 (30分) ○経管栄養のみ (15分)	16:20～16:50	試験委員会

2日目 10:00～12:00

シミュレータ演習 ○喀痰吸引 (口腔内) (鼻腔内) (気管カニューレ内) ○経管栄養 (胃ろう、腸ろう) (経鼻)	10:00～12:00	(予定) ・訪問介護ステーション「ふれあい」 金森 千絵子 ・訪問看護ステーション「第二かいせい」 上林 有香 ・社会福祉法人 向陵会 谷川 智子 ・あらぐさ福祉会 長谷川 朋子 ・晨光苑 三木 明子 ・片岡診療所 若林 環、高田 初子 社領 佐和子 ※受講者数に応じ、上記講師より分担して担当
---	-------------	--

11) カリキュラム一覧表

基本研修

科 目	実施内容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障がい児（者）等の地域生活	2
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者の障がい及び支援に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引について ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点等	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養について ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点等	3
喀痰吸引等に関する演習	・口腔内の喀痰吸引 ・鼻腔内の喀痰吸引 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引	1.5

	・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・経鼻経管栄養	
合 計		9.5

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師・看護師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

(12) その他

喀痰吸引等研修実施委員会・試験委員会 構成員一覧

氏名	団体・機関名	備考
尾瀬 順次	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
中村 陽子	(社) 乙訓医師会	医ケア委員会 委員長
伊藤 影一	(福) 向陵会 乙訓ひまわり園	
山田 洋平	乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局	
村田 浩子	長岡京市 障がい福祉課	
丹生 幸子	乙訓訪問看護ステーション協議会	
大塚 まり子	乙訓ボニーの学校	医ケア委員会 副委員長
玉谷 和宏	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 研修室	

☆オブザーバー

西條 賀	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所 福祉課	
------	--------------------------	--

(13) お申込み方法

当法人ホームページより、別紙「受講申込書（様式1）」にて事業所ごと必要事項をご記入の上、下記のFAX番号にFAX（※）をお願いいたします。（締切り：2024年11月22日（金）必着）

※FAX送信後、必ず下記の電話番号に確認のお電話をお願いいたします。（平日9:00～17:00）

(14) 持ち物

マスク、筆記用具、テキスト、Web講義報告書、印鑑、身分証明書

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 乙訓福祉会

乙訓福祉会・ライフサポート事業所 （研修担当：玉谷・横内）

〒617-0814 京都府長岡京市今里西ノロ17-9

FAX (075)874-6510 電話 (075)874-7373(平日8:30～17:00)

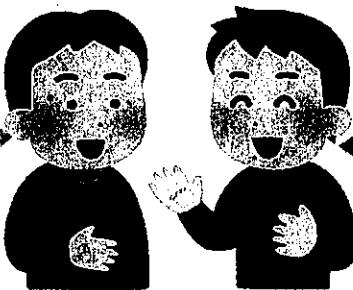
ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/>

Eメール lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp

「乙訓の里」の周辺地図



こんな場所作りました！居場所の名前は、集まった人たちで決めましょう！

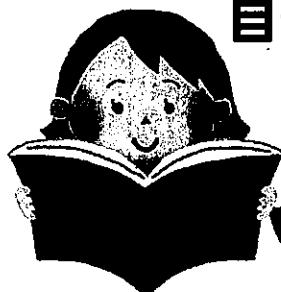


一人で本を読んだり、お茶を飲んだりしてもよし、

来た人同士でお話ししてもよし、

何もせずにいるだけでもよし、

自分のペースでゆったり過ごしに来てください



年間スケジュール

日時	場所	参加状況
① 05月14日(火) 15:00~17:00	寺戸来迎寺	当事者2名、家族2名、スタッフ7名
② 06月23日(日) 13:00~16:00	介護老人保健施設春風	当事者2名、家族6名、スタッフ6名
③ 09月10日(火) 15:00~17:00	寺戸来迎寺	当事者1名、家族1名、スタッフ7名
④ 10月06日(日) 13:00~16:00	介護老人保健施設春風	当事者5名、家族3名、スタッフ6名
⑤ 11月12日(火) 15:00~17:00	寺戸来迎寺	当事者3名、家族1名、スタッフ5名
⑥ 12月22日(日) 13:00~16:00	介護老人保健施設春風	当事者1名、家族0名、スタッフ6名
⑦ 01月14日(火) 15:00~17:00	寺戸来迎寺	当事者0名、家族1名、スタッフ5名
⑧ 02月02日(日) 13:00~16:00	介護老人保健施設春風	当事者3名、家族2名、スタッフ3名
⑨ 03月11日(火) 15:00~17:00	寺戸来迎寺	当事者2名、家族0名、スタッフ5名

寺戸来迎寺：京都府向日市寺戸町中垣内 27

※お問い合わせは、下記にお願いします。

介護老人保健施設春風：京都府長岡京市久貝1丁目 6-23

会場に直接ご連絡することはお控えください。

主催：乙訓圏域障がい者自立支援協議会 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

共催：京都府乙訓保健所

問い合わせ先：乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局 問い合わせ時間：8:30~17:15

TEL 075-954-7939

Fax 075-959-9086

E-mail otsufukugm@cup.ocn.ne.jp

児童発達支援プロジェクト 資料 1

児童発達支援プロジェクト

令和6年度 児童発達支援事業所と児童発達支援プロジェクトとの懇談会 報告

- 1 日時 令和6年12月12日（木）9：30～11：00
- 2 場所 乙訓保健所 2階講堂
- 3 主催 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 児童発達支援プロジェクト
- 4 参加者 24名 児童発達支援事業所8名、2市1町保健師4名、プロジェクト委員10名、事務局2名

5. 内容

(1) 参加者自己紹介

(2) 意見交換

保健師やプロジェクト委員、児童発達支援事業所が互いに質疑応答及び意見交換を行った。

(保健師からの主な質問や意見)

- ・事業所の特徴

(事業所からの主な質問や意見)

- ・療育に繋げられるような親子教室、発達に心配な方が利用できる親子教室
- ・医療的ケアが必要な幼児の人数
- ・いくつかの事業所を見学される際、いつまでも利用枠を確保できないため、保健師との連携や見学時に利用に関する意向調査が必要。また、事業所の待機リストから外れる時、ご家族からキャンセルの電話がほしい。

(その他)

- ・就学前機関と就学先の連携に活用できる資料
- ・教育支援委員会に関する資料

(3) まとめ

今回の懇談会について、各市町の保健師の異動や新しい事業所の開所など、変化していくものもあるため、困り感や疑問に感じていることなどを確認できる機会となった。

児童発達支援事業利用に係る提案

【はじめに】

自立支援協議会において、令和 3 年度より発足した「児童発達支援プロジェクト」では、乙訓圏域で必要とされる療育について検討してきた。

その中で、各市町で実施される発達相談担当者から療育を勧奨し、保護者も療育を希望されているにも関わらず、迅速に開始できない状況が報告された。その課題の解消に向けて、児童発達支援プロジェクト会議において、圏域の児童発達支援事業所と保健師との意見交換を行った。

療育開始までに時間を要する主な理由として、「障害児支援利用計画」を作成する、障害児相談支援事業所との契約開始まで待機せざるを得ないことが挙げられた。障害児支援利用計画作成までの待機は、相談支援事業所連絡会や相談支援プロジェクトでも課題として認識され、検討をされているところである。

そこで、「児童発達支援プロジェクト」では、療育を必要とする児が速やかに療育を開始できる方法について模索し、暫定プランの活用を検討した。この療育開始に係る「暫定プラン」はあくまでも療育を希望する児が、障害児支援利用計画作成までの数か月間の待機によって、療育の機会喪失になることを防ぐ目的で実施するものであり、上記の障害児支援利用計画作成に係る課題を解決できるものではないことを共通理解としていただきたい。

【「児童発達支援事業利用に係る 暫定プラン」案】

- ① 「暫定プラン」は児童発達支援事業および保育所等訪問支援事業（就学前）の利用についてのみ適用される。
- ② 「暫定プラン」を作成して、児童発達支援事業および保育所等訪問支援事業（就学前）を利用するにあたっては、障害児相談支援事業所へ計画作成を依頼し、待機していることが必須である。
- ③ 「暫定プラン」作成から 6 か月以内に、障害児相談支援事業所と契約すること。行政、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業（就学前）は、「暫定プラン」の作成がスムーズに行えるように支援すること。
- ④ 「暫定プラン」は利用者自身が作成する「セルフプラン」とは違い、発達相談を担当する保健師、療育を実施する児童発達支援事業所および保育所等訪問支援事業（就学前）が関わるものである。

【手続き及び書式】

別紙

【適用期間】

乙訓圏域の児童発達支援センターは令和8年4月に開設される予定である。同センターでは、障害児支援利用計画作成にあたる「障害児相談支援事業」も実施される予定であり、また圏域の児童の発達支援についても、センターとして牽引されるものであることから、この「暫定プラン」は令和8年3月までの運用とする。

運用開始については遅くとも令和7年4月からの児童発達支援事業および保育所等訪問支援事業（就学前）の利用に向けて適用したい。

以上

児童発達支援および保育所等訪問支援(就学前)サービス利用の流れ（児童発達支援プロジェクト案）

- ① 発達相談担当課から児童発達支援利用を勧奨し、保護者が利用を希望



- ② 保護者：事業所見学、利用希望事業所決定



- ③ 保護者：

- 利用希望事業所に利用意向を伝える
- 相談支援事業所に計画相談を申し込む



*③ 保護者：

- 相談支援事業所に計画相談を申し込む



相談支援事業所によっては以下のA. Bの条件を確認後、計画相談の申込を受け付けます

A. 障がい福祉課へ相談支援の利用申請
B. 保健師に通所事業所に関する相談をしている

- 保健師に利用希望事業所と計画相談事業所の決定の有無を報告

→保健師から障がい福祉担当課へ情報連携(インテーク提出)



<計画相談作成が可能な場合>



< 計画相談が待機となる場合>

※保健師が、インテークに加えて暫定プランの
保健師記入欄を記入して保護者に渡す



- ④ 保護者：障がい福祉担当課へ療育利用の申請・面談
相談支援事業所：障害児支援利用計画作成

⇒市役所障がい福祉担当課へ提出



保護者：障がい福祉課へ療育利用申請・面談
暫定プラン用紙の保護者記載欄を記入



保護者：利用希望事業所に暫定プラン(事業所記載欄)の記入依頼



- ⑤ 支給決定(ケースにより会議開催)

利用施設・回数等が決定

⇒障がい福祉担当課が受給者証を発行、保護者に送付



保護者：利用希望事業所から暫定プラン
を受け取り、障がい福祉担当課へ提出

- ⑥ 契約 保護者：利用希望施設に受給者証を提示して申込・契約



- ⑦ 利用開始



- ⑧ モニタリング（利用状況を確認し、必要時サービス内容見直し）

※暫定プランの場合は決定から半年以内に計画相談担当者を決め、障害児支援利用計画を作成する。

児童発達支援プロジェクト 資料 2-③

○○市(町)長様

暫定プランの提出について(児童発達支援プロジェクト案)

私は、児童発達支援事業または保育所等訪問支援(就学前)を利用するにあたり、サービスの支給決定において参考にされる「児童発達支援利用計画(案)」について、自らの意思において、「暫定プラン」(※1)による提出を希望します。

暫定プランについて下記のとおり説明を受け、制度の内容を理解しています。

記

- 暫定プランを提出する前に、指定児童相談支援事業所に「児童発達支援利用計画(案)」の依頼を行うこと
- 暫定プランの期間中は、指定児童相談支援事業者によるモニタリングが実施されること

年 月 日

児童氏名

保護者氏名

※1：児童が適切な時期に児童発達支援サービスを利用するため、保護者と子どもに関わる支援者が、相談支援事業所が決定するまでの期間、子どもの状況、環境、療育でつけたい力、利用するサービスの種類や内容などを記載し、暫定的に作成するプランです。

(児童発達支援プロジェクト案) ※①~⑥、⑯~⑰:保護者記入欄 ⑦~⑪:保健師記入欄 ⑯:事業所記入欄

障害児支援利用計画案(暫定プラン)						参考様式1-1
①ふりがな		③生年月日	平成 令和 年 月 日	④連絡先電話番号	(- - - - -)	
②利用者氏名 (児童氏名)		⑧計画作成日 (申請日)	令和 年 月 日	⑤保護者 署名		⑥続柄
⑦通所受給者証番号 (<u>暫定あわせ記載</u>)						
⑨手帳の有無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 手帳なし			⑩疾患名等		
⑪療育で身につけたい力 (目標)	<input type="checkbox"/> 運動面の発達を促す <input type="checkbox"/> 言語面の発達を促す <input type="checkbox"/> 社会面の発達を促す <input type="checkbox"/> 自分の思いを伝える力をつける <input type="checkbox"/> 他者の話を聞く力をつける <input type="checkbox"/> 気持ちの切替ができるようになる <input type="checkbox"/> 他者とのやり取りを楽しむ					
⑫いつまでに (暫定プラン期間)	半年後(令和 年 月 日)	⑬療育の必要性	<input type="checkbox"/> 児童発達支援サービスを受けることが望ましい		<input type="checkbox"/> 向日市 健康推進課 <input type="checkbox"/> 長岡京市 健康づくり推進課	
利用する福祉サービス等						
⑭種類(サービス名)	⑮内容・量(頻度・時間)			⑯提供事業所名 (担当者名・電話)		
<input type="checkbox"/> 児童発達支援	日 / 月					
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	日 / 月					
⑰その他留意事項						

<作成の流れ>

写し渡し済

保護者が相談支援事業所へ計画相談の申し込み 保健師⇒保護者 保護者⇒事業所 事業所⇒保護者 保護者⇒障がい福祉担当部署
※暫定プランの受渡は 事業所⇒障がい福祉担当部署も可

(児童発達支援プロジェクト案) 暫定プラン用

障害児支援利用計画案【事業所計画・週間計画表】

参考様式1-2

⑮●事業所計画(事業所記入欄)

児童発達支援事業所・記入者	
療育の方針	

⑯●週間予定表(保護者記入欄)

週間予定表は利用するサービスの[種類・内容・量(時間)]を記載する。								週間予定表に記載のないサービス
	月	火	水	木	金	土	日・祝	①種類 内容 頻度・量
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
⑰待機相談支援事業所名(保護者記入欄)						⑯相談支援事業所申込日	年 月 日	

(2/2枚目)